

# 盛岡広域市町契約管理システム構築及び運用業務

## プロポーザル実施要領

令和8年4月

盛岡市財政部契約検査課

## 1 趣旨

この要領は、盛岡市、八幡平市、滝沢市、岩手町、葛巻町、雫石町、紫波町、矢巾町の盛岡広域8市町（以下「盛岡広域市町」という。）が共同で調達する、盛岡広域市町契約管理システム構築及び運用業務（以下「本業務」という。）の契約候補業者を選定するために行う公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

## 2 目的

盛岡広域市町では、これまで市町毎に調達を行ってきた契約管理・業者管理システムの一本化を検討しており、準備が整った市町から順次進める予定である。ついては、盛岡広域市町の事務の効率化を実現するために、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から企画提案を募集し、価格のほか一定の基準で評価・選考を実施することで、本業務の内容に最も適した契約候補者を決定することを目的とする。

## 3 業務概要

### (1) 業務名称

- ア 契約管理システム導入業務委託
- イ 契約管理システム賃貸借（長期継続契約）

### (2) 業務の内容

本実施要領及び別紙「盛岡広域市町契約管理システム構築及び運用業務要求仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

### (3) 導入団体

盛岡広域市町のうち、当初からシステムを導入する自治体は、盛岡市及び矢巾町の2市町とする。他の6市町については、各市町において個別に導入について検討の上、順次導入することを想定している。

なお、本業務は盛岡広域市町で共同調達を行うものであることから、後から導入する市町を含めた盛岡広域市町全体に対する業務として提案すること。

### (4) 契約期間（予定）

- ア 契約管理システム導入業務委託（盛岡市）  
契約締結日から令和8年12月31日まで
- イ 契約管理システム賃貸借（長期継続契約）  
令和9年1月1日から令和13年12月31日まで  
ただし、盛岡市は令和9年1月1日から、矢巾町は令和9年4月1日からの利用開始となる。

### (5) 提案上限額

- ア 契約管理システム導入業務委託（盛岡市）  
3,660,800円（消費税及び地方消費税を含む。）
- イ 契約管理システム賃貸借（長期継続契約）  
1市町につき月額 133,100円（消費税及び地方消費税を含む。）  
上限額を超過した提案は失格とする。

#### 4 参加資格要件

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 次のいずれにも該当しないこと

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 当該業務に係る営業又は事業に係る法令の規定による営業若しくは事業若しくは業務の停止又は事務所の閉鎖処分を現に受けている者

ウ 盛岡広域市町の競争入札参加者に対する指名停止措置を現に受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者その他経営状況が著しく不健全であると認められる者

オ 盛岡広域市町の市町税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 盛岡市暴力団排除条例（平成27年条例第9号）第9条第1項の規定に該当する者

(2) 令和8・9年度盛岡市物品の買入れ等競争入札参加資格者名簿の「コンピュータ関連システム・ソフト開発」の区分に登録がある者であること。

(3) 申請時から起算して過去5年以内に、地方公共団体における同種の業務を実施した実績を有していること。

#### 5 スケジュール

項目	期日等
公告（実施要領等の配布）	令和8年4月17日（金）
質問の受付期限	令和8年4月27日（月）正午まで
質問の回答	令和8年5月8日（金）までに回答
参加申込書・提案書類提出期限	令和8年5月15日（金）17時必着
プレゼンテーション審査	令和8年5月27日（水）予定
審査結果通知	令和8年6月上旬予定
契約締結	令和8年6月上旬予定
システム導入	契約締結日から令和8年12月31日まで
契約管理システム利用開始	令和9年1月予定

#### 6 質問及び回答

(1) 質問方法

ア 本プロポーザルに係る質問は、電子メールにより下記あてに送付すること。また、件名は【盛岡広域市町契約管理システム構築及び運用業務質問（業者名）】とすることとし、様式は問わない。

電子メール送信先：盛岡市契約検査課（keiyaku@city.morioka.iwate.jp）

イ 電子メール以外の方法による質問の対応は行わない。

ウ 受付期間 公募開始日から令和8年4月27日（月）正午まで

(2) 回答方法

ア 提出された質問に対する回答は、盛岡市のホームページに掲載する。質問者の事業者名及び氏名等は、公表しない。なお、回答した内容は、公告、本実施要領、仕様書等の追加又は修正とみなす。

イ 回答に対する再度の問合せは受け付けない。

ウ 回答期限 令和8年5月8日（金）までに盛岡市ホームページで順次回答する。

## 7 提出書類

### (1) 提出書類一覧

	名 称	様式	部数等
①	参加申込書	様式第1号	1部
②	企画提案書	任意様式	2部 電子データ
③	業務工程表	任意様式	2部 電子データ
④	情報セキュリティ認証、法令適合確認等状況報告書	様式第2号	2部 電子データ
⑤	見積書	様式第3号	1部
⑥	価格提案書	様式第4号	2部 電子データ
⑦	実績調書	様式第5号	2部 電子データ
⑧	機能要件一覧表	仕様書別紙	2部 電子データ
⑨	サービス、システム利用に係る確認事項	様式第6号	2部 電子データ

### (2) 提出期限及び方法

ア 提出期限 令和8年5月15日（金）17時必着

イ 提出先 盛岡市財政部契約検査課（盛岡市役所本館8階）  
〒020-8530 岩手県盛岡市内丸12番2号

イ 提出方法 電子データ：「岩手県盛岡市電子申請・届出サービス」の「盛岡広域市町契約管理システム構築及び運用業務\_参加申込」から提出すること。  
紙書類：提出先に持参すること。

## 8 作成要領

### (1) 企画提案書について

ア 様式は自由、A4判、表紙、目次等を含めて60ページ以内とし、ページ番号を記載すること。

イ 本文の文字フォントサイズは10.5pt以上とする。図表等に付記する注釈・注記などに関してはこの限りではないが、明瞭に読み取れるフォントサイズを考慮すること。

ウ 記載内容はできる限り平易な言葉を用い、必要に応じて用語解説を付すること。

エ 企画提案書には、仕様書に基づいて具体的に記載すること。なお、仕様書において「提案すること」と記載している事項については、必ず記載すること。

オ 見積金額及び価格提案書の範囲内で実施可能なものとする。

カ 仕様書「21 その他の提案事項」(1)及び(2)についても記載すること。これらの項目も評価対象となる。

キ 仕様書「21 その他の提案事項」(3)及び(4)についても記載すること。なお、この項目は評価の対象としない。

#### (2) 見積書について

ア 日付の記載は、提出日とし、参加申込書と同一の日付とすること。

イ 単位は円とし、消費税及び地方消費税に相当する金額を含む額で見積もること。

ウ 見積金額は、盛岡市及び矢巾町に係る3(4)の期間に対応する金額とすること。

エ 見積金額は、3(5)の提案上限額の範囲内とすること。なお、上限額を超過した見積は無効とする。

#### (3) 価格提案書について

ア 見積書とは別に、様式第4号に契約管理システム賃貸借について、各団体ごとの費用を記載すること。なお、盛岡市及び矢巾町の費用については、見積書の記載内容と整合させること。

イ 価格提案書は、仕様書21(4)の記載に対応するものであるが、盛岡市以外の市町の導入業務委託に係る費用（導入費用）に係る費用については、本プロポーザルの評価の対象としない。

ウ 盛岡市及び矢巾町以外の市町に係る費用については、各市町が実際に本システムを利用する際に発生するものであるが、利用開始（変更契約を想定）に当たっては、盛岡広域市町での共同調達の趣旨を踏まえ、また、各市町間の均衡を考慮し、価格提案書記載の金額によることを基本とし、大幅な増額は行わないこと。

#### (4) 機能要件一覧表について

ア 仕様書別紙の「機能要件一覧表」に必要事項を記載のうえ、A3判で提出すること。

イ 「必須項目」としている機能については、全て評価対象となる。なお、機能としては有していないが、同様の効果を得られるものや、運用方法がある場合は、代替案として提案すること。十分に目的を果たせると判断できる場合は、機能実装と同じ評価とする。

ウ 「任意項目」としている機能については、対応不可の場合であっても評価に影響しない（減点されない）が、対応可能な場合は、評価対象（加点対象）となる。

## 9 選定方法

期限内に参加申込書及び提案書類を提出した者に対して、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、それぞれの得点の合計（以下「総合得点」という。）が最上位の者を最優秀提案者とする。

なお、審査は盛岡広域市町の職員が共同で行うものとする。

#### (1) 企画提案の評価方法

選定に当たっては、提出書類の内容、プレゼンテーションを公正かつ客観的に評価する。

(2) 評価項目及び配点表

選定に当たって、評価項目と配点は次のとおりとする。

審査項目		配点
書類審査	機能要件一覧表の評価	60点
	見積書及び価格提案書の評価	50点
	企画提案書等の評価	60点
プレゼンテーション審査	企画提案書に基づいたプレゼンテーションの評価	30点
合計		200点

10 書類審査について

(1) 書類審査の実施について

書類審査では、提出書類のうち、次の書類について審査を行う。

- ・企画提案書
- ・業務工程表
- ・情報セキュリティ認証、法令適合確認等状況報告書
- ・見積書
- ・価格提案書
- ・実績調書
- ・機能要件一覧表

機能要件一覧表に関しては、「必須項目」としている項目のうち、実現できないものがあっても企画提案はできるものとするが、今回の仕様の実現が著しく困難と認められる場合は、その時点で以後の審査を打ち切り、候補者として選定しないものとする。

(2) 質疑について

提出書類に関して直接質疑する場合があります、その場合、参加者に電子メールで個別に通知する。

(3) 書類審査による失格について

書類審査において、次のいずれかに該当することが確認された場合、当該提案は失格とし、プレゼンテーション審査は行わないものとする。

- ア 参加資格要件を満たしていないもの。
- イ 提出書類に、虚偽の内容が記載されているもの。
- ウ 提案内容が、今回の仕様を満たしていないもの。
- エ 極端に安価な提案額である等、公正な競争を阻害するような提案内容であるもの。

11 プレゼンテーション審査について

企画提案書の記載内容等に基づいたプレゼンテーション及び質疑応答を次のとおり実施する。

(1) 日程等

- ア 日時 令和8年5月27日（水）予定
- イ 場所 盛岡市庁舎を予定（一部オンライン開催予定）

※実施日時及び場所の詳細は、参加者に対して電子メールで別途通知する。

#### ウ 時間配分

- (ア) 企画提案書に関するプレゼンテーション 30分以内
- (イ) 質疑応答 30分以内

#### (2) 内容

あらかじめ提出した企画提案書等の内容に基づいて説明し、同内容と相違しないよう留意すること。なお、7(1)に示す提出書類以外の追加資料の提出は認めない。ただし、盛岡市が求めた場合はその限りではない。

#### (3) その他

- ア プレゼンテーション審査の順番は、参加申込書の提出（受付）順とする。
- イ 参加者人数は、最大2名まで（説明者1名、補助者1名以内）とする。
- ウ プレゼンテーションは、参加者が行うこと。
- エ 事前に用意した動画を用いてのプレゼンテーションも可能とする。
- オ プレゼンテーション審査は企画提案書等の提出書類を用いて実施する。機能について詳細な説明が必要な場合は、デモンストレーションを行うこと。
- カ プレゼンテーション審査は一切公開しない。

### 12 審査結果の通知及び公表

審査結果は、参加者全員に、最優秀提案者（契約候補業者）の名称と総合得点及び契約候補業者の次点候補（以下「次点者」という。）の総合得点を通知するとともに、盛岡市のホームページに掲載する。参加者自身の総合得点については、希望する場合に口頭で情報提供する。

審査結果に対する問合せ及び異議は、一切受け付けない。

総合得点が同点の場合は、見積金額が最も低い提案業者を選定する。

### 13 契約締結の交渉及び契約の締結

- (1) 盛岡広域市町を代表して盛岡市が最優秀提案者と協議し、本業務の契約締結の交渉を行う。協議が整わなかった場合、交渉過程で本業務の遂行が困難であることが判明した場合又は企画提案書の内容について実現不可能であることが判明した場合、盛岡市は、最優秀提案者との交渉を打ち切り、次点者と交渉を行う。

なお、交渉では、本業務における企画提案を尊重するが、協議において、より適切な案が浮上した場合、企画提案に加味して本業務の契約を締結することがある。

- (2) 契約管理システム導入業務委託について、盛岡市以外の市町については、盛岡市が契約済の業者と協議し、本業務の契約締結の交渉を行う。協議が整わなかった場合、交渉過程で本業務の遂行が困難であることが判明した場合又は企画提案書の内容について実現不可能であることが判明した場合、当該市町は交渉を打ち切る場合がある。

- (3) 契約管理システム賃貸借（長期継続契約）について、盛岡広域市町を代表して盛岡市が受注者と一括して契約を締結するが、契約書に利用対象となる市町を明記するものとし、当該市町がシステムの提供を受ける。

また、利用料金は、契約に基づき、盛岡市が一括して受注者へ支払うものとする。

#### 14 参加（企画提案）の辞退

参加申込書の提出後に参加申込みを取り下げの場合は、取下書（様式任意）を提出するものとする。

#### 15 注意事項

(1) 契約締結日において、盛岡広域市町の競争入札参加者へ対する指名停止措置を受けている者については、契約を締結しない場合がある。

また、その場合、盛岡広域市町はそれに伴って生じる費用の一切を補償しない。

(2) 次のいずれかの事項に該当する場合は、本業務への参加要件を満たさなかったものとみなし、失格とする。また、本業務の契約締結後の場合、当該契約を無効とし、解除することができる。加えて、指名停止等の措置を講じることがある。

ア 本プロポーザルの審査終了後に、参加資格要件を満たしていない事実が発覚したとき。

イ 提出書類に、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。

ウ 本プロポーザル手続きにおいて、審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行ったと盛岡市が判断したとき。

エ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について、相談又は開示を行ったとき。

オ 本プロポーザルに係る関係者に対し故意に接触を図り、自社の有利を図る行為を行ったとき。

(3) 提出書類の著作権は、各参加者に帰属するが、盛岡広域市町が本プロポーザルに関する報告又は公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類を無償で利用・複製することができる。

(4) 本プロポーザルに係る企画提案は、1参加者につき1提案とする。

(5) 再委託について

本プロポーザルの結果、選定された事業者と契約することとなった場合、業務の全部又は盛岡市が主たる業務と判断する業務について、選定された事業者以外の第三者（子会社やグループ会社など、資本関係や人的関係を有する会社を含む。）に再委託することはできない。

(6) その他

ア 提出された書類は、返却しない。

イ 提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。

ウ 本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。

エ 本プロポーザルの審査過程は、非公開とする。

オ 参加者は、本プロポーザル参加で知り得た盛岡広域市町の機密情報等を、本プロポーザルが終了した後も含め、不正に利用しないこと

カ 本実施要領に規定されていない事項が発生したときは、公平性を考慮の上、適宜盛岡市が盛岡広域市町と協議のうえ判断するものとする。

キ 参加者が一者であっても、企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合には、候補者を特定するものとする。

#### 16 問合せ先

盛岡市財政部契約検査課 担当：高橋

〒020-8530 岩手県盛岡市内丸12番2号 盛岡市役所本館8階

電話番号：019-626-7516（ダイヤルイン）

E-mail：keiyaku@city.morioka.iwate.jp